

第29回津家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成30年2月8日（木）午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

津家庭裁判所大会議室

3 出席者

【家裁委員】

石川保典，岡田治，木村夏美，小池啓子，小林修，坂倉健二，始関正光（委員長），鈴木紀之，西尾篤，三ヶ嶋一美（五十音順，敬称略）

【事務担当者】

家事担当裁判官，首席家裁調査官，次席家裁調査官，家裁調査官，首席書記官，訟廷管理官，事務局長，総務課長，総務課課長補佐

4 議事

(1) 家裁所長挨拶

(2) テーマ「面会交流と第三者機関について」

概要説明（裁判所職員）

ア 面会交流全般についての説明

イ 親ガイダンス（DVD視聴と親ガイダンスの実演）

(ア) DVD視聴

「子供のいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」（ドラマ編）

(イ) 親ガイダンスの実演

子供のいる夫婦の離婚調停の当事者を対象とした「親ガイダンス」の取組（子供の福祉の視点に気が付いてもらうことをねらいとし，面会交流の必要性を理解してもらい，離れて暮らす両親が考えるべきことについて説明するもの）の実演を行った。

ウ 試行的面会交流と第三者機関についての説明

(3) 試行的面会交流室の見学

(4) 意見交換

意見交換の要旨は、別紙のとおり

(5) 次回意見交換のテーマ

「成年後見制度について」

(6) 次回開催日時

平成30年7月3日（火）午後1時30分

(別紙)

意見交換の要旨 (●委員長, ○委員, □事務担当者)

- 先ほど御説明いたしました面会交流の概要, ガイダンスにおいて当事者に視聴させるDVD (両親の紛争状態に巻き込まれた子供にどのような影響が生じるのかをドラマ仕立てに説明したもの) の視聴, 親ガイダンスの実演, 試行的面会交流, 三重県には面会交流を支援してくれる第三者機関がないことについて, また, 御見学いただいた児童室, モニター室について, お気付きの点や御意見があればお伺いしたい。
- 面会交流で第三者機関を利用される方にとっては, 当該第三者機関が関係者の個人情報を取り扱うことから, 第三者機関の信用性は非常に重要だと思う。また, 第三者機関を普及させるためには利用する方にとって安心できることが重要だと思われるので, 第三者機関が安心できる団体であることがわかる社会的な仕組みや安全性の担保が必要だと思う。
- 面会交流が充実して行われるよう, フォローアップできる態勢があるべきだと思う。監護親は子供が面会交流を行う際に, 子供の精神面のフォローアップやケアを必要としており, その負担は大きいことから, 監護親の相談に乗れるような組織や機関が必要だと思う。
- 三重県には第三者機関がないということだが, 当事者の面会交流が難しい場合, 誰に協力してもらうかについて, 家庭裁判所の助言やフォローが必要だと思う。
- 親ガイダンスや面会交流全般についての御意見があればお伺いしたい。
- 面会交流を必要とする当事者の双方が信頼できる方を探してこられた場合, 面会交流が続くよう, 裁判所はその方への説明やフォローが必要だと思う。
- 説明の中で, 裁判所で試行的面会交流を実施すると調停がまとまりやすいという話があったが, その場合, 裁判所が試行的面会交流の調整を行い, 調停が成立した後は第三者機関が面会交流を行うという理解でよろしいか。

□ 面会交流に、必ず第三者機関を利用するというのではない。例えば、子供が別居親を嫌がっているという理由で同居親が面会交流に積極的でない場合に、試行的面会交流を行ったところ、別居親と子供が楽しく遊んだことから同居親の心配がなくなり調停が進むということがある。その場合は、第三者機関を利用しなくても面会交流ができる、当事者間で面会交流が実施出来ない場合に、第三者機関を利用したり、面会交流に協力してくれる人を探してきてもらうということになる。

○ 子供が別居親に会いたくないという同居親の言葉のみで、それが子供の意見として判断されるのであれば、別居親は面会交流が難しくなるのではないかと思う。

□ 同居親がそのような説明をした場合、それが子供の本当の気持ちかどうかは、家庭裁判所調査官が子供と面接して気持ちを把握している。子供の気持ちは、発言そのものが本心ではないこともあり、子供の置かれている状況や生活環境、同居親や親族の影響を受けて出た言葉の場合もある。家庭裁判所調査官との面接で「別居親に会いたくない」と子供が発言した場合でも、その言葉が、どこから出てきた言葉なのかを考えながら子供の気持ちを推し測っている。

● 面会交流の調停で多くの親子と接した経験を踏まえて、調停委員としての御経験を紹介していただけないか。

○ この一、二年で、面会交流のみの調停が増えていると感じている。調停で一番問題になるのは両親にゆとりがなく、離婚を成立させることに一生懸命で面会交流まで思いが至らないことであり、離婚して、ある程度年月が経った後の面会交流調停の方が冷静になり、このような場合には、試行的面会交流が効果的である。もともと調停が終わった後に面会交流が続かないケースも多い。

なお、過去に、代理人の弁護士が、自分の弁護士事務所で試行的な面会交流をするということで調停が成立したことがあった。

● 離婚調停で解決しなければならない問題として、親権者の問題と面会交流の問題が条件となるケースも多いと思われるが、調停委員の立場としてどう思われる

か。

- 親権と面会交流を一緒に考える方が多いと思う。また、早く調停を成立させるために面会交流を月1回とする等と簡単に決める方が多いが、実際の面会交流が上手くいかず、再度面会交流の調停を申し立てるケースも多い。
- 弁護士として面会交流の調停や審判事件に関与される上での御意見をお伺いしたい。
- 面会交流の調停が成立せず審判に移行したとしても、どういう結果になるか予想ができないこともあり、面会交流は家事調停の中でも最も難しいと思う。また、面会交流では相手の親が信用できないとか、子供に会わせられる環境がないことが多く、信頼できる第三者機関があり面会交流ができるようになれば、もう少し調停も進みやすくなると思う。大事なことは、三重県に第三者機関ができ、費用も安価で利用しやすいことだと思う。
- 弁護士として名古屋の第三者機関を使用した面会交流を担当されたことはあるか。
- 名古屋の第三者機関を紹介したことはあるが、実際に使用したことはない。県外の第三者機関に三重まで出張してもらおうと出張費がかかり、出張しない場合でも利用費用が必要となるため、その費用を誰が負担するかという問題が生じ、経済的に余裕のない家庭では利用しづらいと思う。また、自分たちが名古屋まで行く時間と費用がかかるため利用できないことも多い。
- 調停委員として名古屋の第三者機関を使って面会交流の調停を成立させた御経験はあるか。
- 金銭的に余裕のない方が多く、調停では養育費をどうするかに重点が置かれ、面会交流で第三者機関を使うとか、遠方から子供に会いに来ることができる親が少なく、名古屋の第三者機関を使った面会交流を成立させたことはない。公的なフォローがないと名古屋の第三者機関を利用できる方は限られていると思われ、第三者機関があることを紹介することもないのが現状である。

- DVD視聴や親ガイダンスの実演を見ていただいた御意見等をお伺いしたい。
- 親ガイダンスの説明は非常に分かりやすかったが、DVDを見た率直な感想としては、エンディングに明るい内容がないと実際に面会交流をしようという気持ちにならないのではないかと思った。離婚すると親同士が大変であるとか、子供の気持ちに配慮しましょうということはあると思うが、面会交流という制度があり、皆が協力して実施しようと思えるような明るい部分があった方が良いと思う。特に離婚の調停をされる方は、早く離婚を成立させたいという思いが強いと思われ、そういう思いの強い方がDVDを視聴して、離婚の先にある面会交流に考えが及ぶのか疑問も残ることから、もし、工夫できるのであれば、調停の当事者に離婚の先にあることを考えさせる明るい内容のDVDであれば面会交流を考えようと思う方がいるかもしれないと思った。
- 視聴していただいたDVDは、離婚の時に、親が自分達の問題ばかりに目を向けるのではなく、子供が抱える気持ちを考えてもらうことが主眼で、少し暗い印象に感じたのかもしれない。視聴していただいたDVDの他に面会交流編があるが、そこでは、どのようなことに注意すれば子供に負担がかからずに面会交流が実施できるかが描かれている。例えば、面会交流の日に子供の都合が悪くなった場合、子供を親の都合に合わせるよう強要せず、親が子供の都合に合わせるよう注意を促す等の内容であり、印象としても明るいものとなっている。
- 本日は委員の皆さんから貴重な御意見を多数いただいた。本日の御意見を参考にさせていただき、裁判所における面会交流について役立ててまいりたい。